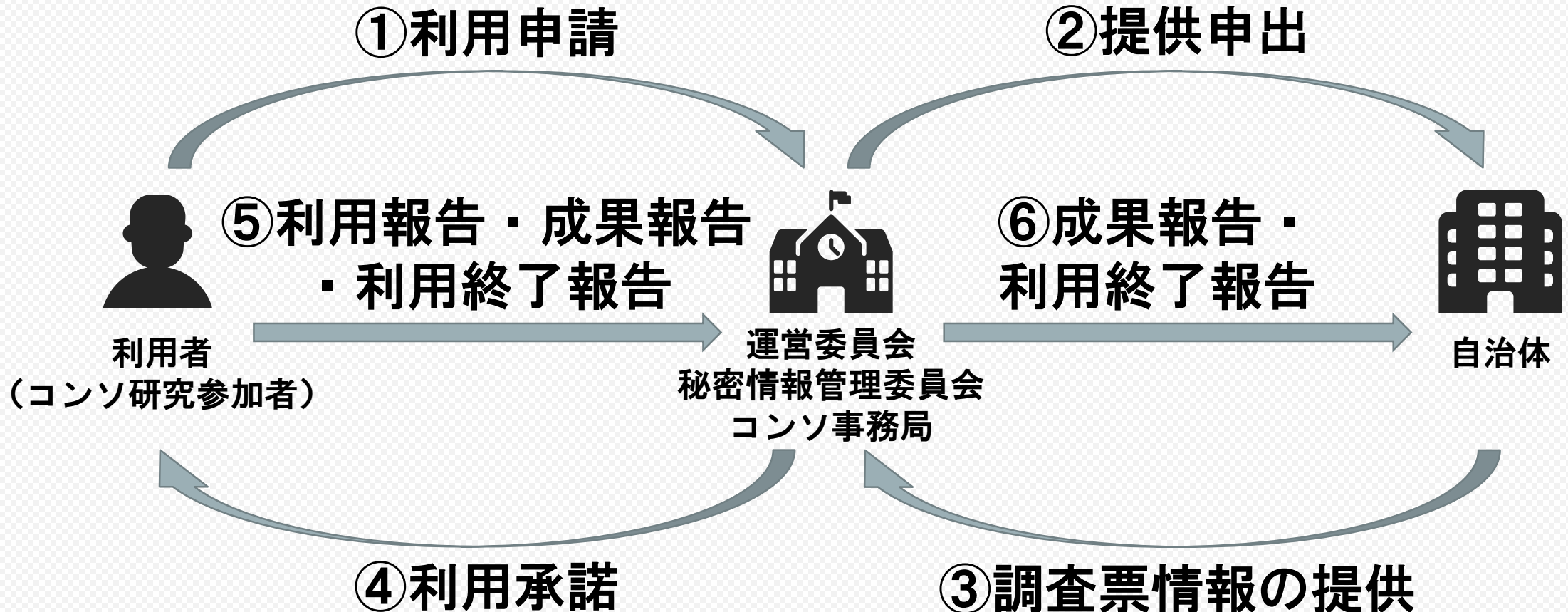


子どもの貧困調査研究コンソーシアム
データ利用について
(2022年7月30日更新)

東京都立大学子ども・若者貧困研究センター

データ利用の流れ



①利用者から事務局へ利用申請

- データ（秘密情報）の利用申請ができるのは、子どもの貧困調査研究コンソーシアム（以下、「コンソ」）研究参加者のみ
- 年度初めに各参加機関の運営委員より運営委員会へ研究参加者の通知
- 年度途中に研究参加者を追加する場合は、再度運営委員より通知

①利用者から事務局へ利用申請

●利用者は事務局へ様式第1号をメールで提出

事務局：東京都立大学子ども・若者貧困研究センター

●コンソHPより所属参加機関の様式第1号をダウンロード



042-677-2065 rccap@tmu.ac.jp

子どもの貧困調査
研究コンソーシアム

コンソーシアム
概要

子どもの
生活実態調査

参加機関

研究成果

政策提言

お問合せ

データ二次利用

東京都立大学大学院人文科学研究科の方の申請様式

【提出書類】

以下の申請書に必要事項を記入し、メールにてご提出ください。

▶ [様式第1号（教職員用）](#)

○記載例はこちら⇒[記載例（教職員用）](#)

▶ [様式第1号（院生用）](#)

○記載例はこちら⇒[記載例（院生用）](#)

①利用者から事務局へ利用申請

- 「**秘密情報の管理・利用に関する方針**」（コンソHPに掲載）を熟読の上、様式第1号を作成
- 別紙様式1（申請書）、別紙様式2（誓約書）含む
- 教職員用と院生用で異なる
- 毎年度提出（例年3~4月）
- 利用期間は年度内（最長3月31日まで）
- 成果の公表が次年度になる場合は次年度に再度利用申請が必要

②運営委員会から自治体へ提供申出

- 各自治体の統計調査条例に基づき、調査票情報の提供申出（覚書を結んでいる自治体は申出不要）
- 多くの自治体の条例において、調査票情報の提供は、(1)公的機関等が統計を作成する場合、(2)あるいは(1)と同等の公益性を有する場合のみ
- コンソは東京都との共同研究を担保に(2)で提供申出

③自治体から事務局へ調査票情報の提供

- DVD等の電子媒体にて調査票情報（以下、「個票データ」）を受領
- 受領した個票データを事務局にてデータクリーニング
- クリーニング後の個票データ及びコード表を事務局にて作成
- 個票データの受領後、秘密情報管理委員会にて利用者のデータ利用承諾を協議

④ 秘密情報管理委員会から利用者へ利用承諾

- 様式第2号（承諾通知）をメールで送付
- 様式第2号には提供日と提供申請番号が付記
- ⑤ 利用報告・成果報告・利用終了報告にて提供日、提供申請番号を記載する必要があるため各自保管

様式第2号

文書番号
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

（提供申請者） 殿

子どもの貧困調査研究コンソーシアム 印
秘密情報管理委員会
委員長 阿部 彩 印

秘密情報の提供について（承諾通知）

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付（提供申請番号：〇〇〇〇〇〇〇）により申出のあった標記の件について、子どもの貧困調査研究コンソーシアム秘密情報の管理・利用に関する方針第5条の規定に基づき調査票情報を提供します。

なお、以下の点に留意してください。

- ① 利用に基づく成果を公表する際は、その30日前までに別紙様式3により報告して下さい。
- ② 利用後は、別紙様式5により転写情報の利用後の処置について速やかに報告するとともに、別紙様式4により調査票情報の利用の成果を報告してください。
- ③ 申出事項に変更が生じたときには、改めて申出を行ってください。

④ 秘密情報管理委員会から利用者へ利用承諾

● 提供データについて

- データセット（標準化データセット・非標準化データセット）
- コード表（各データセットコード表・標準化変数コード表）
- 調査票

● データセットについて

- ローデータを加工した「標準化データセット」→小5・中2
- 各「標準化データセット」は他の「標準化データセット」と統合できるように変数名及び値を加工
- ローデータそのままの「非標準化データセット」→小5・中2以外
- 「非標準化データセット」は提供を受けたローデータをそのまま提供

⑤利用者から秘密情報管理委員会へ
利用報告・成果報告・利用終了報告

- 提供を受けた個票データを用いた成果を公表する場合、
いずれの報告も**必須**

報告内容	期限	様式	成果物の 添付
利用報告	成果公表の30日前 (公表毎)	別紙様式3	○
成果報告	利用終了後 (年度末3月上旬)	別紙様式4	○
利用終了 報告	利用終了後 (年度末3月上旬)	別紙様式5	×

⑥ 運営委員会から自治体へ成果報告・利用終了報告

- 成果報告について
 - 各自治体の様式に従って報告
 - 覚書の自治体は公表毎に、条例の自治体は利用終了後に成果報告
- 利用終了報告について
 - 条例の自治体のみ利用終了後に報告